

第5回政策評価に関する有識者会議 議 事 次 第

平成18年2月8日（水）
15：00～17：00
厚生労働省 省議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 厚生労働省における政策評価に関する見直しの基本的方向性について
- (2) 政策評価に関する有識者会議の今後の運営について

3. 閉会

<配付資料>

資料1 厚生労働省の政策評価に関していただいた参集者の御意見

資料2-1 厚生労働省における政策評価に関する見直しの基本的方向性（案）

資料2-2 新基本計画（平成19年度～）に向けた検討について（案）

資料3-1 政策評価に関する有識者会議の今後の運営について（案）

資料3-2 政策評価に関する有識者会議開催要項（改正案）

資料3-3 政策評価に関する有識者会議評価手法等検討ワーキンググループの編成について（案）

参考資料1 厚生労働省における政策評価の実施状況（平成17年度）

参考資料2 政府全体としての政策評価制度に関する見直し関係資料

厚生労働省の政策評価に関していただいた参集者の御意見

<政策評価について>

- 政策評価の概念整理や目的を明らかにし、政策評価の果たすべき役割を明確にすべき。
- 政策評価に際して、政策手段の選択過程（代替手段との比較検討過程）をできるだけ明らかにすべき。
- 政策評価においては、短期的視点で考えるものと長期的な施策の流れの中で考えるものがある。対象政策を分けたり、同じ政策であっても二つの時間軸で見るなど評価の工夫が必要。
- 数例の模範的評価書を作り、評価書の記載が的確に行われるよう取り組むべき。
- 施策・事業の必要性・効果をアピールできる程度のデータを示すこと等により、政策評価を厚生労働行政への理解を高める手段として積極的に活用すべき。

<政策評価に関する有識者会議の在り方>

- 政策評価に関する有識者会議の在り方について、「具体的な評価方法」への志向と、「主要政策の評価」あるいは「大所高所的御意見」への志向とが混在している。会議ごとの議論の目的や位置付けを明確にし、両志向を分けて議論すべき。
- 「具体的な評価方法」への志向に応えるため、全体会議の下に作業班のようなものを設けて議論する方法を検討すべき。

政策評価に関する有識者会議における これまでの主な指摘事項と対応状況

【第3回有識者会議】

<指摘事項>

厚生労働省に限った話ではないが、数値目標が少ない。いついつまでに何をするといいうマニフェストのようなものが必要。

<対応状況>

平成17年度実施の実績評価から、実施対象の108施策のうち数値目標を有する施策目標数を15施策（平成16年度）から57施策（平成17年度）に増やした。

<指摘事項>

「①目標を達成した」「②目標をほぼ達成した」「③達成に向けて進展があった」という評価結果分類は、最低でも「達成に向けて進展があった」であり、表現が甘いのではないか。

<対応状況>

平成17年度実施の実績評価から、評価結果分類を「①目標を達成した」「②達成に向けて進展があった」「③達成に向けて進展がみられない」の新たな3段階とした。

<指摘事項>

「公益性がある」=官が行う、とはならないはずであるなど、事業評価書の官民の役割分担の記述が曖昧であり、NPOやPFIの可能性をどこまで真剣に考慮しているか疑問がある。評価書の記述はお手盛りになっているのではないか。

<対応状況>

平成17年度実施の事業評価から、従来の「公益性の有無」欄を「行政関与の必要性」欄に改め、端的に官民の役割分担の観点から記載することとした。

(参考)

- 「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）
- 「行政関与の在り方に関する基準」（平成8年12月16日行政改革委員会策定）

<指摘事項>

評価書について、第三者や国会のチェックが必要。

<対応状況>

平成17年度実施の実績評価から、国民の関心が高い施策について、公表前に有識者会議の御意見をお伺いすることとした。なお、国会に対しては、各府省における政策評価の実施状況などを総務省がとりまとめて報告している。

<指摘事項>

厚生労働省の施策は定量的な目標が立てにくいものも多いので、定量化・数値化も重要だが、それに代わる明確な定性的な目標も考えるべきではないか。

<対応状況>

数値目標化が困難な目標については、目標達成のための具体的手段や、より細かい目的を書き加えることによって、より明確な目標とすることを引き続き検討する。

(改善した例)

- 施策目標 1-11-I 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
～実績目標～

- ・ 医療保険財政の安定を図ること → ・ 保険者の再編・統合や医療費の適正化を通じて、医療保険財政の安定化を図ること

- 施策目標 9-1-I

- 公的年金制度の安定的かつ適正な運営を図ること → 持続可能な公的年金制度を構築すること

～実績目標～

- ・ 公的年金給付が老後生活に役立つこと → ・ 国民年金及び厚生年金保険について、給付と負担の均衡を適切に保つとともに、積立金の適切な管理・運用等を図ること

<指摘事項>

評価の実施主体が役所だと、よい情報がなかなか出てこないのではないか。

<対応状況>

現行の政策評価制度は、各府省が「自己評価」を行い、その結果を政策へ適切に反映するとともに、評価書等の公表により国民に対する説明責務を果たそうとするものであるので、この制度の枠内で、外部からの検証可能性の向上に向けた取組を進めていく。

【第4回有識者会議】

<指摘事項>

実績評価書の対象施策で、どのような事業をどの程度のボリュームで実施したのかという点が抽象的である場合が多い。施策の具体的なコストを記載すべき（「実績目標を達成するための手段の概要」欄）。

<対応状況>

「実績目標を達成するための手段の概要」欄に、施策に関連する事業の経費を予算額の形でできる限り例示するよう実績評価書を修正。

<指摘事項>

前年度実績の評価という趣旨は理解できるが、アスベストの問題など直近の課題にも触れるべき。

<対応状況>

石綿（アスベスト）ばく露防止対策に関する記述を追加する形で関連する実績評価書を修正。

<指摘事項>

有効性及び効率性の評価の記述がほとんど同じである場合が見受けられるので、改善が必要。

<対応状況>

来年度に向けて検討。（少なくとも、有効性及び効率性の評価として、それぞれ記載すべき要素や着眼点の相違について周知徹底。）

<指摘事項>

総合的な評価の記述に今後の対応方針が含まれているものがあるが、分けて記載すべき。

<対応状況>

「総合的な評価」欄の中で、評価の総括的記述と今後の対応方針を段落分けして記載するとともに、後者はより記載を具体化する形で実績評価書及び実績評価書要旨を修正。

<指摘事項>

「新障害者プラン」など別に計画が定められているものについては、当該計画における目標と、評価における目標との整合性に留意すべき。

<対応状況>

当該計画との関連性について評価書に明記するよう周知徹底。

※ 以上のほか、省内において評価と予算の連携強化に取り組んでいる。

厚生労働省における政策評価に関する見直しの基本的方向性（案）

平成18年2月8日（水）

<p>政府全体としての政策評価制度の見直し</p> <p>☆政策評価法施行後3年が経過したことに伴い、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会を中心に検討。</p> <p>☆「政策評価に関する基本方針」（閣議決定）を改定（平成17年12月16日）。</p>	<p>厚生労働省における政策評価の取組と課題</p> <p>☆政策評価法第6条に基づき、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」（平成14年度～18年度）を策定し、評価の実施に関する基本的事項や、政策体系及び評価予定表を規定。</p> <p>☆政策評価に関する基本的事項や具体的な評価方法などについて、第三者の立場からの意見を聴く場として、「政策評価に関する有識者会議」を設置（政策統括官参集の懇談会）。</p>	
<p>重要政策に関する評価の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣の重要政策に関する評価の徹底 ・複数府省が関係する政策 ・政策評価の重点化・効率化 ・規制の事前評価の早期義務付けに向けた取組 	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民の関心が高い施策の実績評価（108件中19件）を有識者会議で公表前に個別審議（平成17年度～） ○厚生労働省としての主要な制度・計画改定等の総合評価を実施（平成17年度7件） ○規制影響分析の試行的実施（平成17年度5件） 	<p>【課題】</p> <p>評価書を説明手段として活用するという意識・インセンティブの低さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹部及び一般職員に共通 ・評価書の省内査定資料としての実用性の低さ（予算要求の単位との齟齬、現行の政策体系の整理の悪さ） ・評価書の量的膨大さによる徒労感
<p>評価結果の予算要求等政策への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価と予算・決算の連携強化 ・「政策－施策－事務事業」などの政策体系をあらかじめ明示（※） → 経済財政諮問会議民間有識者議員の指摘は平成20年度予算から ・各府省における説明責任の徹底 ・新規事業等は事前の事業評価を積極的に行い、事後検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○評価書を原案の段階から省内予算過程の査定資料として有効活用するよう努力 ○コストの明示という観点から、実績評価書の中で、施策に関連する事業の経費を予算額の形でできる限り例示（有識者会議の指摘を踏まえた対応） ○新規事業等の事前の事業評価の実施に加え、平成18年度から事後検証を開始予定 	<p>評価の実施上の構造的課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働行政の施策の特性上、目標として達成すべき水準や指標の設定が困難な分野が少なくないこと ・評価書に、目的・手段が未分化なもの、「有効性（課題の解決度合い）」・「効率性（コスト）」等の観点が未分化なもの、政策選択過程や代替手段との比較検討が積極的に行われていないものが見られること
<p>評価の客観性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成目標を数値化等により適切に明示 ・学識経験者の知見を適切、有効に活用 ・外部から検証することが可能となるようデータ等の公表を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○実績評価の対象施策に大幅に数値目標を増（有識者会議の指摘を踏まえた対応） ○国民の関心が高い施策の実績評価（108件中19件）を有識者会議で公表前に個別審議（平成17年度～）（再掲） 	<p>有識者会議の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「具体的な評価方法」への志向 ・「大所高所的御意見」あるいは「主要政策の評価」への志向
<p>国民への説明責任の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○評価結果や政策への反映状況などを公表 	<p>予算要求の施策単位化の検討（※）</p>

【当 面 の 課 題】
(平成18年度)

【次期基本計画に向けた課題】
(平成19年度～)

評価書を説明手段として活用
するという意識・インセンテ
ィブの低さ

評価の実施上の構造的問題

有識者会議の在り方

予算要求の施策単位化の検討

【方向性】

評価の重点反映事例

- ・ 政策評価を政策の企画・展開
のための入口（突破口）と位
置付け、成功事例を蓄積
- <例>「厚生労働行政分野にお
けるIT化の推進」の一層の
展開に向けて、集中的に政策
評価（総合評価）を実施・取
組

主要政策の評価の徹底

- ・ 施政方針演説で示された内閣
の重要政策について、政策体
系上の位置付けを明確にした
上で評価を実施
- ・ 引き続き、厚生労働省として
の主要な制度・計画改定等の
総合評価を実施

【方向性】

有識者会議WGの編成

- ・ 具体的な評価方法の検討
- ・ 模範評価書の作成（すでに公
表された評価書を前提）
- ・ 評価書に対する個別具体的な
助言・提案（可能な客観的数
値目標、わかりやすい表現な
ど）



平成18年度実施の政策評価から改善

【方向性】

有識者会議WGの編成（再掲）

→「具体的な評価方法」への志
向に対応

総合評価のテーマ選定の議論

・ 毎年度の基本計画変更の一環
→「大所高所的御意見」への志
向に対応

主要政策の評価の議論

・ 引き続き、一定件数の個別審議
→「主要政策の評価」への志向
に対応

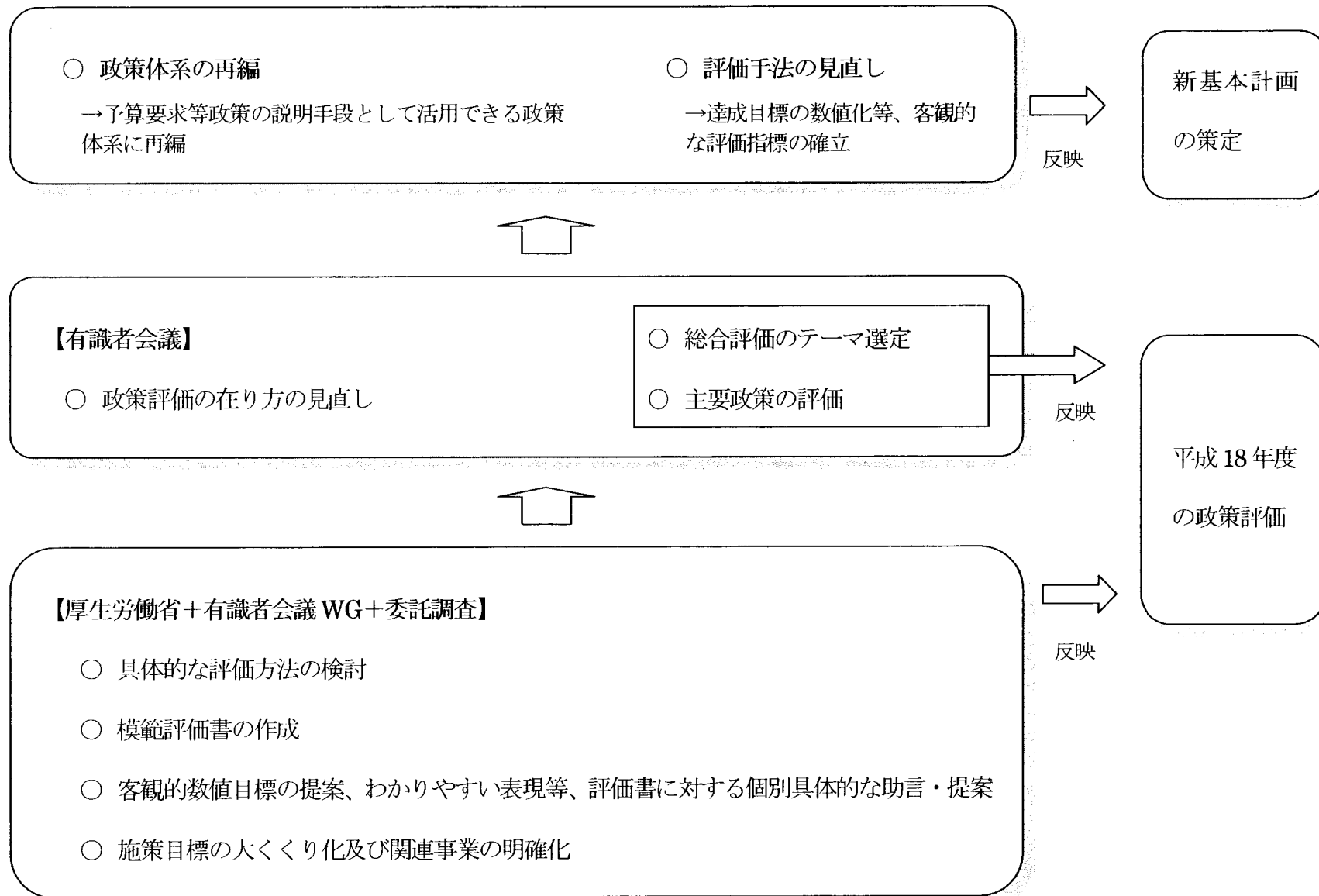
【方向性】

政策体系の再編

- ・ 施策目標の大きくくり化及び関
連事業の明確化
- ・ 評価作業の効率化
- ・ 予算要求の単位としての使い
やすさに留意

新基本計画（平成 19 年度～）に向けた検討について（案）

平成 19 年 3 月



政策評価に関する有識者会議の今後の運営について（案）

1. 有識者会議WGの編成

- 「具体的な評価方法」への志向に対応するものとして、同会議の下に「評価手法等検討ワーキンググループ」（以下「有識者会議WG」という。）を編成し、厚生労働省における政策評価の評価手法等に関する現状の課題について検討。
→ 開催要項に明記。

2. 総合評価のテーマ選定の議論

- 「大所高所的御意見」への志向に対応するものとして、毎年度の基本計画改正の一環として、厚生労働省としての主要な制度・計画改定等に際して実施する総合評価のテーマ選定について議論。

3. 主要政策の評価の議論

- 「主要政策の評価」への志向に対応するものとして、国民の関心が高い施策の実績評価、主要な制度・計画改定等の総合評価などについて、引き続き一定件数の個別審議。

4. その他

- 政策評価に関する有識者会議の参集に係る期間は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第6条の規定に基づく厚生労働省における政策評価に関する基本計画の期間（平成14年度～18年度）とする。
→ 開催要項に明記。

政策評価に関する有識者会議 開催要項（改正案）

1 趣旨

政策評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）や「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）において、学識経験を有する者の知見を活用することが求められている。これらを踏まえ、厚生労働省が行う政策評価の客観性及び有効性を高めることを目的として、専門家の参集を求め、政策評価に関する助言等を得るため、「政策評価に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催することとする。

2 検討事項

会議においては次に掲げる事項を中心として検討を行う。

- ① 厚生労働行政に係る政策評価手法等について
- ② 厚生労働省の政策評価体制について
- ③ 特定のテーマごとの政策評価の手法について
- ④ その他

3 会議の運営

- (1) 会議は、政策統括官が学者、研究者等の参集を求めて開催する。なお、参集に係る期間は、政策評価法第6条の規定に基づく厚生労働省における政策評価に関する基本計画の期間とする。
- (2) 2に掲げる検討事項のうち、専門の事項を調査するため必要があるときは、ワーキンググループを編成することができる。
- (3) 会議は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (4) 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省政策統括官付政策評価官室において行う。

政策評価に関する有識者会議評価手法等検討 ワーキンググループの編成について（案）

1. 「政策評価に関する有識者会議開催要項」の3の（2）の規定に基づき、政策評価に関する有識者会議の参集者及びその他の専門家の協力を得て、「評価手法等検討ワーキンググループ」（以下「有識者会議WG」という。）を編成する。
2. 有識者会議WGにおいては次に掲げる事項を中心として検討を行う。
 - ・ 模範評価書の試行的作成
 - ・ 厚生労働行政の施策の特性上、目標として達成すべき水準や指標の設定が困難な分野についての助言、可能な客観的数値目標の提案
 - ・ 「有効性（課題の解決度合い）」・「効率性（コスト）」等の政策評価の観点が多分化な評価書についての助言
 - ・ 次期基本計画（平成19年度以降）の策定に向けた政策体系の整理についての助言
 - ・ その他、目的・手段が多分化な評価書、政策手段の選択順位において明らかにすべき政策選択過程が提示されていない評価書、代替手段との比較検討に関する手法、政策効果の把握に関する手法等についての助言
3. 有識者会議WGの庶務は、厚生労働省政策統括官付政策評価官室において行う。

(参考)

政策評価に関する有識者会議のこれまでの取組

- 平成15年9月以来、4回の開催実績があり、これまでの取組として、毎年度の基本計画（平成14年度～18年度）の変更や実施計画の策定の審議を通じて、厚生労働省においては、
 - ・ 実績評価の対象施策に大幅に数値目標を増やした。
 - ・ 評価書を原案の段階から省内予算過程の査定資料として有効活用するよう努力し、評価と予算の連携強化に取り組んだ。

- 加えて、平成17年7月には「初めての試み」として、国民の関心が高い施策の実績評価書（108件中19件）について、公表前に個別審議を行った。
その中で、
 - ・ コストの明示という観点から、施策に関連する事業の経費を予算額の形でできる限り例示するようにした
 - ・ 前年度実績の評価という趣旨にこだわらず、直近の課題にも言及することとした（例：石綿（アスベスト）ばく露防止対策に関する記述の追加）など、実際に委員からの指摘を踏まえて、実績評価書を修正した。

- ※ 厚生労働省における政策評価の実施体制について、これまでの「政策統括官（局長級）－政策評価官（課長級）」に加え、平成17年10月1日から「政策評価審議官」が新設された。

政策評価に関する有識者会議 参集者名簿

- 阿部 正浩 獨協大学経済学部助教授
- 稲葉 康生 毎日新聞社論説委員
- 梅田 次郎 (株)日本能率協会コンサルティング行政経営アドバイザー
- 篠原 榮一 公認会計士
- 高橋 紘士 立教大学コミュニティ福祉学部教授
- 堤 東太郎 清水建設顧問
- 野川 忍 東京学芸大学教育学部社会科学学科教授
- 堀田 力 (財)さわやか福祉財団理事長
- 森田 朗 東京大学公共政策大学院院長
- 渡辺正太郎 経済同友会副代表幹事・専務理事

○・・・座長

五十音順 敬称略

(平成18年1月現在)

政策評価に関する有識者会議 開催要項

1 趣旨

政策評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）や「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）において、学識経験を有する者の知見を活用することが求められている。これらを踏まえ、厚生労働省が行う政策評価の客観性及び有効性を高めることを目的として、専門家の参集を求め、政策評価に関する助言等を得るため、「政策評価に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催することとする。

2 検討事項

会議においては次に掲げる事項を中心として検討を行う。

- ① 厚生労働行政に係る政策評価手法等について
- ② 厚生労働省の政策評価体制について
- ③ 特定のテーマごとの政策評価の手法について
- ④ その他

3 会議の運営

- (1) 会議は、政策統括官が学者、研究者等の参集を求めて開催する。
- (2) 会議は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (3) 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省政策統括官付政策評価官室において行う。

厚生労働省における政策評価に関する基本計画（抄）
（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の実施に当たって高度の専門性や実践的な知見が必要な場合、客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合等にあつては、以下のような方法により、学識経験を有する者の知見の活用を積極的に図るとともに、その活用の状況等を評価書に明記するよう努めることとする。

- ① 学識経験者等からの個別の意見聴取
- ② 学識経験者等により構成される検討会、研究会等の開催
- ③ 既存の審議会の活用
- ④ 外部研究機関等の活用

特に、厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、第三者からなる政策評価に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置し、以下のような事項について、有識者会議の意見等を聴くこととする。

イ 基本計画の策定又は変更

ロ その他政策評価に関する基本的事項の変更等

1 1 政策評価の実施体制に関する事項

(1) 政策評価の担当組織

個別の政策の担当部局等、査定課及び政策評価官室が、次のような役割分担の下、互いに協力、牽制及び補完をしつつ、政策評価を実施するものとする。

イ 担当部局等は、自ら又は第三者の活用により、その担当する政策について評価を実施する。また、政策評価の実施により得た政策効果の把握に関する手法等に係る知識や経験を蓄積し、活用する。

ロ 査定課は、提出された評価書等を参考に査定又は審査を行い、予算要求等及び規制の新設に適切に反映する。

ハ 政策評価官室は、以下のような事務を行う。

- ① 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画などの政策評価に関する基本的事項の企画・立案
- ② 厚生労働省における基本計画、実施計画、政策体系の評価指標のモニタリング結果、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の取りまとめ並びに公表
- ③ 評価手法の調査研究の推進
- ④ 政策評価を担当する職員の技能向上の推進
- ⑤ 政策評価に関する情報提供及び助言等を通じた関係部局への支援
- ⑥ 有識者会議に関する庶務

(3) 政策評価に関する有識者会議

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、第三者からなる有識者会議を設け、政策評価制度に関する基本的事項や具体的な評価方法等について意見等を聴取する。